

教育委員会会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開して
います。

.....

佐倉市教育委員会会議録〔会議概要〕

平成30年6月教育委員会会議：定例会

期 日 平成30年6月20日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後3時38分

会 場 1号館3階会議室

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍 聴 者 2名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 次 長	花島 英雄
	教育総務課長	川島 淳一	学 務 課 長	久保田宜孝
	指 導 課 長	相蘇 重晴	教育センター所長	佐藤 和浩
	社会教育課長	高橋 慎一	文 化 課 長	鈴木 千春
	中央公民館長	猪股 佳二	教育総務課企画財務班長	今川 孝夫
事 務 局	教育総務課教育総務班長	鈴木 康二	教育総務課教育総務班	千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

- ・議決事項4件の上程

2 報告事項

①教育長より2件報告

千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会について報告させていただく。

1つ目の千葉県市町村教育委員会連絡協議会定期総会について、5月22日、茂原市民会館で開催され、関山委員、鈴木副主幹とともに参加させていただいた。総会では、事業報告、決算、事業計画、予算について審議され、原案どおり可決した。また、特別講演会では、文部科学省初等中等教育局教育課程課の担当職員から「道德教育の抜本的充実に向けて」と題してお話があった。特に道德教育の充実が求められる背景について焦点を絞ってお話をいただき、大変参考になった。

2つ目、関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会について、5月25日、静岡県藤枝市で開催され、同じく関山委員、鈴木副主幹とともに参加させていただいた。総会では、事業報告、決算、事業計画、予算について審議され、原案どおり可決した。また、役員人事についても原案どおり可決した。研修会では、文部科学省初等中等教育局の担当職員から「学校における働き方改革について」と題し説明があった。その後の講演会では、バルセロナ・オリンピック水泳で金メダルを獲得した岩崎恭子さんを講師に招いて「幸せはいつも自分でつかむ」と題し自分の経験をもとに子どもの成長期にかかわる心の動きなどについてお話があり、若くして頂上を極めた選手のその後の人生のあり方について伺うことができ、今後の指導に大変参考になった。

②佐倉市内小中学校卒業者の進路について【指導課長】

平成29年度末小学校卒業児童の進路状況調査結果について、小学校の進路状況は、公立中学校への進学率は若干微増傾向ではあったが、大きな変動はない。ほぼ横ばいに近い状態である。私立中学校は、逆に若干微減傾向であった。

なお、千葉大附属中への進学者が3名、県立中学校への進学者は2名だった。

続いて、中学校のほうの進路先について、国公立高校への進学率は67.3%で、増加傾向であった。私立高校への進学率は31.5%で、減少傾向となった。高校や専門学校等、学校関係への進学率のほうで見ると99.2%ということで、ほぼ横ばいに近い状態の数字であった。

なお、市内の公立高校4校への進学率は17.8%で、例年に比べると減少傾向にあった。

③小学校陸上競技大会の成績について【指導課長】

陸上競技大会の成績について資料をご用意させていただいている。

5月の29日の火曜日に成田市にある中台運動公園陸上競技場で開催した。上位に入賞しました児童を一覧にしている。17校25名5チームが本年度は入賞を果たした。そのうち個人種目2名が優勝している。根郷小学校、西志津小学校、佐倉小学校が入賞者多数であった。

④佐倉市いじめの問題対策連絡協議会の開催について【指導課長】

本連絡協議会は、佐倉市いじめ防止基本方針及び佐倉市いじめ問題対策連絡協議会及び佐倉市いじめ対策調査会設置条例に基づき平成30年7月13日の金曜日の午後、全員協議会室において開催する。出席者については、裏面のほうにメンバーを載せさせていただいている。委員18名プラス事務局2名である。

⑤北総四都市江戸紀行構成文化財の追加認定について【文化課長】

既に6月15日号の「こうほう佐倉」にも掲載させていただいているが、

平成 28 年 4 月に認定された日本遺産、北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並みを構成する文化財として、佐倉市ではこれまで 9 件の認定を受けていたが、このたび 5 件が構成文化財として新たに認定され、併せて 14 件となった。今回の追加認定については、日本遺産、北総四都市江戸紀行のストーリー性の実証性をさらに高めるために必要な構成文化財の追加についてほかの市とあわせて 4 市分を県が取りまとめて文化庁に申請をしていたものである。

追加分を含めた佐倉市の構成文化財については、配付資料にその一覧を掲載させていただいている。資料の下のほう、10 番目以降が追加分となる。日本遺産認定のストーリーの中での位置づけとしては、加賀清水はストーリーで語られる佐倉街道、その街道沿いに湧く清水で、藩主が江戸参府の際に賞味するなど、往時の様子を想像できるという点である。武術立身流は、戦国時代に創始され、佐倉藩主堀田家の武術で城下町佐倉の武を象徴する総合古武術という点である。紫裾濃胴丸は、佐倉藩主の武の象徴の甲冑である。古今佐倉真佐子および総州佐倉御城府内之図については、城下町佐倉での生活、文化が克明に描かれた資料であること、最後の土井利勝父母夫人供養塔では、佐倉城を築いた土井利勝の足跡がうかがえる市内で貴重な場所にあり、築城の拠点となった松林寺にある。今回追加認定された構成文化財も含めて、県と 4 市も協力して今後も日本遺産、北総四都市江戸紀行を広く PR していくとともに、関係部署とも連携して多くの人に佐倉を訪れていただけるよう取り組みを進めていく。

⑥平成 30 年度佐倉市立図書館の臨時休館について【社会教育課長】

佐倉市立図書館の管理運営に関する規則第 3 条第 1 項第 5 号に定められた特別整理日の規定に基づき、報告書どおりの期間施設を休館にして施設ごとに蔵書点検作業を行おうとするものである。蔵書点検の期間については、佐倉図書館が 10 月 2 日の火曜日から 5 日の金曜日までの 4 日間である。このうち 2 日の火曜日は、第 1 火曜日のため、規則第 3 条第 1 項第 4 号に定められた館内整理日であり、10 月 3 日の水曜日から 5 日の金曜日までの 3 日間が特別整理日となる。

以下、志津図書館、佐倉南図書館等においてもごらんのとおりである。

表の下に米印があるが、利用者の利便性を考慮して館内整理日とあわせて蔵書点検作業を実施することに加え、各施設の休館期間が重ならないよう調整した。

利用者への周知方法については、「こうほう佐倉」、図書館ホームページ、図書館カレンダー、館内ポスター掲示など行う方法で周知する。

⑦運動会について【指導課長】

5 月の 26 日に 15 小学校が、6 月の 2 日に 3 小学校 1 幼稚園が春季運動会を開催した。いずれの学校も大きなけが等もなく、また天候にも恵まれ、滞りなく終了することができたので、ご報告する。

なお、中学校は今年度 9 月の 8 日に全校一斉に行われる。残りの 5 小学

校2幼稚園については、9月の中旬から10月の上旬の中で開催する予定となっている。

⑧感染症について【指導課長】

昨年度のこの時期に感染性胃腸炎の集団発生により2小学校に保健所の立入調査が入ったということがあったが、今年度は感染性胃腸炎の罹患者は19名ということで、非常に少ない状況である。また、小学校を中心に溶連菌感染症の罹患者が76名、水痘は58名罹患者がいた。今後も手洗い、うがい等の予防を徹底するよう指導を継続していく。

⑨いじめの状況について【指導課長】

5月末日までのいじめの状況について、認知件数は、小学校が133件、中学校が39件、合わせて172件の報告を受けている。

いじめの内容としては、昨年度同様に冷やかしかからかいが半数以上を占めているという状況であるが、今年度特に物隠しや破損など、相手が特定できないいじめ行為の割合が増加傾向にあるということがわかっている。今後もさらに注意深く見守っていく必要があるかと捉えている。

また、いじめの発見のきっかけとしては、本人からの訴えが4割近くという数になってきている。このことは、子どもたち自身もさまざまな場面でいじめに対して意識を高く持ちながら日常生活を送り始めている。それから、より積極的な認知が進んだという形で捉えることができると思っている。今年度も各学校とも即日対応に努めていただいているので、指導及び謝罪等が済んでおり、現在は見守り活動を継続している状況である。

今後も子どもたちの状況把握をよりきめ細かに努めていただくとともに、学級担任が問題を留め置くことなく、校内での情報共有を活性化させていじめの早期発見、即日対応に今後も努めていく。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。感染性胃腸炎がそんなに多くないという話があったが、第24週の6月11日から17日の週については、印旛郡内の定点当たり6.94人で結構ふえている。その前の23週については、5.88である。ところが、その前の週が、24週の半分以下だったので、2週間で倍になっているのである。小中学校の感染者が少ないが、今後また少なくともふえる傾向があるので、気をつけていただきたいと思う。

それから、溶連菌のほうが圧倒的に小中学校で感染者が多いのだが、郡内の定点当たりは第24週が4.81なので、感染性胃腸炎より少ないという結果である。ただ、これはずっと最近の何週間かは余り減る傾向がなくて、むしろ微増しているので、こちらも引き続き気をつけていただければということで、この2つが今のところちょっと気をつけていただければということである。

【委員1名より】

きょうの千葉日報に学校のブロック塀の点検の関係が出ていたが、これについて佐倉の点検状況いかがか。

【教育総務課長】

おとといの大阪の地震で中学校のプールの壁が倒壊して4年生の女子児童が亡くなった件を受け、昨日、教育総務課のほうで全ての学校のブロック塀の点検を行った。結果としては、高槻市の事例にあった建築基準法に違反するようなブロック塀というのは見受けられなかった。具体的には、建築基準法の施行令のほうでブロック塀は2.2メートルの高さを超えてはいけないということ、ブロック塀の設置にあたっては控え壁というものを設置しなければならないというふうになっているが、佐倉市の小中学校のブロック塀は、全て高さが大体1.6メートル以下のものであり、控え壁も適切に設置をされていたので、法律へのいわゆる適合と危険性はないというふうに判断をしている。

【委員1名より】

では、点検のほうも引き続きよろしく願います。また老朽化等もあるので、この辺もあわせて点検していただければと思う。

【委員1名より】

29年度の中学校の進路状況調査について、進学以外の進路先というのがあり、在家庭というのが10名ということであるが、この生徒たちはその後どうなったか。

【指導課長】

10名のうち9名の方は実は不登校ということで、具体的にこの次の進路先がどこの高校とかという形のものはまだはっきりしていない。うちのほうで、子どもによってはやはりもう一回翌年度受け直す、高校を受けようというお子さんもいるし、ケース・バイ・ケースでさまざまになっている。

【委員1名より】

佐倉東高の定時制に結構不登校の子が通学している。定時制がなくなってしまうということなので、なかなかその受け皿が少なくなってくるのかなと思っているのが、この辺のどういうふうに進路を決めるかという、そういう働きかけというか、促しは当然されているわけで、各学校にこれは任せてあるということになるのか。

【指導課長】

進路の指導等含めては、個別に学校のほうでちゃんと責任を持ってやっているの、卒業する際にやはり次はこういう可能性があるとか、こういう機会があるといった情報提供を含めては個別に学校のほうで対応していただいている状況である。

【教育長】

今指導課長がお話ししてくれたが、中学校を卒業した子どもに対してケアをすることは大事だと思っているので、学校はいわゆる無職状態にならないように進路決定していない子どものその後の追跡というか、状況は親御さんとも可能な限り情報を得て共有していくということを心がけている。それと同時に、1年たっても学校は行けるよということのサインを送って、

上級学校に関する資料提供したりして、手続はどうしても学校でやらなければいけないので、その手続はいつでもできるから大丈夫だよということを親御さんにも子どもさんにも話しながら、その子どもに側面から支援しているという状況は変わらない。

【委員1名より】

そこまでやっておられれば、安心である。

【委員1名より】

北総四都市江戸紀行の構成文化財のことについて、6番の旧順天堂というのが書いてあるが、これは資料館のことか、それとも何かほかに医院として残っているところがあるというような話は聞かないが、これは資料館でよろしいか。

【文化課長】

これは、今現在公開している佐倉順天堂記念館である。

【委員1名より】

資料館か。

【文化課長】

資料館である。

【委員1名より】

これ書き方、まず間違えないと思うが、この名称で登録してあるということか。

【文化課長】

こちらに記載した内容が申請して認定を受けている内容になる。

【教育長職務代理】

今のところであるが、歴博のほうにこの順天堂関係の資料がかなり入っている。それはこの中に含まれるのか、それとも別枠になっているのか、その辺はどうか。

【文化課長】

順天堂の資料については、保管の場所にかかわらず、関連資料すべてが対象である。

【委員1名より】

いじめ問題対策連絡協議会について、これは今年度初めて、第1回目ということか。

【指導課長】

はい。

【委員1名より】

これはちょっと今条例がわからないのだが、年に1回定期で開くということが書いてあるのか。

【指導課長】

年に1回という形なのだが、関係機関との情報交換、それから情報共有、連絡調整という形で開かせてもらっているものである。

【委員1名より】

臨時の協議会の開催というのも決めてあったか。これは定例会か。

【指導課長】

一応これは年1回でという形のみのもので、臨時のものというのは特に用意していなかったところである。

【委員1名より】

もう一つ調査会があるので、いじめに関して。例えば重大事象が起きたときに、協議会の開催は当然しなければいけないと思うのが、そのときの規定ってどうだったか。

【指導課長】

調査会については、臨時で開くことやなんかを行うこともできるという形で条例のほうを整備していた。連絡協議会のほうは、それぞれの機関と個別に対応しているケースが日常的にあるので、そこの部分での対応という形で捉えていて、定例の1回でということによって条例のほうをつくってあったことになっている。

【委員1名より】

そうすると、重大事象があっても協議会は開かれないというふうに認識しているのか。

【指導課長】

その予定であった。

【委員1名より】

各部署にいわゆるお任せするという形になるかと思う、何か起こったときに。重大事象、その関係しているところ。それをまとめるために協議会をやるという考えは今のところないということか。

【指導課長】

連絡調整等、情報共有の部分でということによって年1回でという形だったが、その辺重大事態が起こったときに、個別に日常的にやりとりを頻繁に行っているところだったので、あえて年間で集めるのは1回でいいかなというところがあったが、またちょっと検討してみたいと思う。

【委員1名より】

個別で解決できるものならいいと思うが、いろんな部局が絡んでくることがある。それをまとめるところが必要になってくるので、協議会のような全体で集まるところが臨時で会合できるということを決めておいたほうがよろしいのではないかなとは思いますが、どうか。

【指導課長】

後日検討させていただいて、またお知らせしたいと思う。

【教育長】

重大事態のときの対応を説明したほうがいいのではないかと、まず。重大事態というのはある。命にかかわること、金品をとったとか、そういうこと。それから、被害者側の親御さんから強い要請があった、一般にこういうことがある。そういったときには、教育委員会が受けて、状況をきちっと学校に説明する。それで、教育委員会のいわゆる弁護士さんとか、ああいう人たちの対策協議会を開いて、教育委員会としてのあり方を問われているから、それについて対応する。それが1つ。それで、市長のほうに上

げていくという流れがある。それがあつわけだから、あくまでもそういうことについてコーディネートするのは教育委員会であるということ。

それと、2つ目は、当然警察とか関係機関との連携をとつていくのも窓口はこっち。全体のフローは決まつていて、それで一番問題になるのは、私どもが対応しても、それが十分ではないと、市長のほうに上げて、それでも十分ではないとつたときに、またその市長側のほうとか、首長側のほうの第三者委員会を設けるという二段、三段の対応をしていくという流れになつてはいる。その辺のところはしっかり押さえてやつていくということが大事である。

【委員1名より】

今そのとおりでとは思つが、そうすると協議会の意味ってどこまであるかということである。それはどうなのか。事務連絡で終わつてしまつてしまうということか。

【教育長】

この協議会の大きな目的は、幅広い分野の人たちが佐倉市のいじめの状況とか、どう情報共有してどうそれぞれの立場で支援していくかという、かかわつていただくかということが大きな狙いであるから、緊急時とはまた趣旨が違つ、その辺のところではいろんな形での支援方法とか協議してもらつということが大きな狙いだということでは進めてきた状況である。

【委員1名より】

そうすると、実働部隊の会議ということではないということか。

【指導課長】

そうである。

【委員1名より】

この中で事務的なことが話し合われれば、それでよしということになつてしまつのか。

【指導課長】

日常的な、あとは日ごろの部分では、教育委員会のほうがほぼ集約をして、いろんな機関とも調整しながらやらせてもらつているので、実働的な部分はまた別枠である。

【委員1名より】

せつかくこれだけ各関係部署が集まつているので、なるべく情報も多くして連絡を密にとれるようにしてということが大事かなと思つるので、できればもうちょっと権限があつてもいいのかなという気もするが、そこまでは一回で行かないということか。わかつた。

3 議決事項

議案第1号 佐倉市立幼稚園園児保育料の減免措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について

学務課長より上程議案の説明

内容：本規則は、佐倉市立の幼稚園に通う園児を持つ一定要件の世帯に対して経

済的負担の軽減を図ろうとするものである。また、今回の改正を行う理由については、地方税法の改正がなされることにより、その改正に伴うものである。

資料の1ページ、改正規則の文面となるが、内容については次の2ページから4ページまで新旧対照表がある。さらに、5ページには佐倉市立幼稚園園児保育料の減免措置に関する規則の改正についてがあるので、ごらんいただきながら、主に5ページの資料に沿ってご説明をさせていただきます。

地方分権の一括法により県費負担教職員の給与負担事務が道府県から指定都市に移譲されることに伴い、道府県から指定都市への税源移譲が行われ、平成30年度から指定都市に限り市町村民税の税率が6%から8%に変更される。現在学務課で担当している市立幼稚園の保育料の減免額については、市民税の所得割額、これを用いて決定をさせていただいているので、指定都市のみ税率が変更となると、指定都市と他の市町村の居住者との税額が異なることとなり、減免を判断するに当たり、不公平が生じることとなる。したがって、市民税の所得割額については、1月1日に指定都市に住所を有していた方については、同日に佐倉市に住所を有していたものとして計算した額で判断をする旨の規定を加えるものである。

本規則改正の施行日と適用日については、資料4ページの真ん中に記載をさせていただいた。減免額については、単年度での規定となることから、平成30年の4月1日にさかのぼって適用をさせていただく。

なお、現在この改正が適用される該当者については、千葉市から弥富幼稚園に通う1件のみとなっている。

また、意見公募手続については、佐倉市の行政手続条例の第38条第4項第2号の規定に該当するため、これは実施せずに、実施しない旨とその理由については教育委員会のホームページで公表をさせていただくこととしている。

資料6ページ以降については、現在の規則を添付させていただいた。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

ちょっと細かいことというか、基礎的なことだが、指定都市というのは政令指定都市のことか。

【学務課長】

指定都市なので、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市の20市である。

【委員1名より】

政令指定都市か。

【学務課長】

そうである。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市いじめ対策調査会委員の委嘱について
指導課長より上程議案の説明

内容：平成 27 年に策定をしいじめの基本方針と設置条例のほうに基づいて、毎年いじめの対策調査会のほうを定例会では年 2 回開催をさせていただいている。その調査会の委員の委嘱についての件である。この 6 月の 30 日をもって委員さんの任用期間が切れるので、それに続いてということになっている。

別紙 1 委員の候補者名簿にある 6 名の皆様にお問い合わせできると考えている。いずれの方々も再任である。

期間は、平成 30 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日までの 2 年間である。

2 ページ目に委員候補者の略歴を載せている。

3 ページ目に委員一覧を載せさせていただいている。

また、4 ページ目に委員の委嘱状の案、5 ページ以降に設置条例を添付させていただいた。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

条例の 9 条に守秘義務のことがあるが、条例であるから、罰則は過料ぐらいしかつけないと思うが、何か一般法令で罰則はもし守秘義務違反があったらつくという理解でいいのか。守秘義務に関して、一応守秘義務の項目があるので。

【指導課長】

一般と同じような形でと捉えている。

【委員 1 名より】

条例には何も規定がないけれどもということか。

【指導課長】

そうである。

【委員 1 名より】

例えば弁護士とか医者だったら、医師法とか弁護士法で罰則があるが、この場合は立場が違うので、刑法で罰則が科せられると考えていいのか。

【教育総務課長】

条例で守秘義務を規定しており、条例にも罰則がない限りは、この条例違反でも罰則というのは求められないというふうになっている。地方自治法で、職員に関しては守秘義務があり、そちらについては違反の罰則もあるが、こういった委員さんは非常勤特別職となり、特別職の方は地方公務員法適用除外になっているので、いわゆる一般法で、先ほど委員がおっしゃられましたような刑法に違反すれば、その刑法に違反した条文に対しての罰則はあると思うが、一般的にこの守秘義務に関する罰則というのはほかの規定では特にないかとは思いう。

【委員 1 名より】

刑法での罰則ってかなり量刑が厳しくなるのである。軽微な守秘義務違反、当然見逃されてしまってもいいというふうになるのか。少し斜めな見方をすれば、そういうことになってしまうが。

【教育総務課長】

必ずしも軽微なものは見逃すということではないとは思いますが、恐らくこの条例上では守秘義務を条例でうたっている、理念的な規定になっているとは思っている。あとは、具体的に被害があった場合は、恐らく民事訴訟とか、そちら

での対応となるかと思う。

【委員 1 名より】

これは各委員の良識でやるという、そういうことでいいのか。

【委員 1 名より】

設置条例の第 4 条第 3 項「28 条 1 項に規定する重大事態が発生した場合における事実の確認及び調査及び審査」というのは、昨年該当事案はあるのか。

【指導課長】

保護者のほうから要望があったというケースはあった。

【委員 1 名より】

この 4 条 3 項の対象事案として調査及び審査を進めたということによろしいか。

【指導課長】

審議をさせていただいている。

【委員 1 名より】

実績はあるのか。

【指導課長】

はい。

【委員 1 名より】

緊急事態というか、突発事案に対する対応というのはどうか。

【指導課長】

重大なものとして捉えながらということで、対応させていただいている。

【委員 1 名より】

結論的には重大でなかったというのもあると思う。では、これは所掌事務の中の 3 項で調査及び審査した事案は該当すると、あったということか。わかった。

【教育長】

その重大事案の中に、命にかかわるとか金品の大きなものとかあると同時に、先ほど申し上げたが、強い保護者の要請というのがあったので、それに該当するものとして申し入れがあったもので、それについて協議を進めたということである。

【委員 1 名より】

この事案が、結局先ほど協議会であったけれども、突発事案とか、そういう事案に対する一つの組織として動いているということか。わかった。

《議決結果》

可決

議案第 3 号 佐倉市社会教育委員の委嘱について

社会教育課長より上程議案の説明

内容：資料 1 ページ 候補者の一覧である。6 ページに記載の佐倉市社会教育委員設置条例第 2 条には、委嘱の基準及び定数を規定しており、委員は 15 名以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱するとし、学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、市民となっている。これらの規定を踏まえ、今回候補者 15 名を選出した。

学校教育を初めとする関係者 11 名、市民公募者 4 名、11 名が再任で、新任が公募委員 2 名を含めて計 4 名である。

1 番から 3 番までの 3 名が市内の高校、中学校、小学校のそれぞれの学校教育関係者、4 番から 8 番までの 5 名が社会教育の関係者である。教育委員会所管の P T A 連絡協議会、文化団体に加え、子ども会やスポーツ等、広く社会教育の関係者を選出している。9 番と 10 番の 2 名は学識経験者、9 番は社会教育に造詣が深い地元千葉敬愛短期大学の教授、10 番は行政経験が豊富でとりわけ社会教育に見識を有する方である。11 番は、家庭教育指導者として小学校や中学校での就学時前健診時に保護者に対し子育てのあり方を指導する元教員である。12 番から 15 番までの 4 名が公募の方である。今回 4 名を公募したところ、6 名の応募があった。選考委員会において申込書及び小論文「佐倉の社会教育について考えること」により、800 字だが、審査した結果、この 4 名を候補者としたところである。

委嘱期間については、平成 30 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日までの 2 年間となる。

次の 2 ページは、候補者略歴である。

4 ページ目は委嘱状案を、5 ページが社会教育法の抜粋、6 ページ目からが佐倉市社会教育委員設置条例を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

条例の 2 条には 15 名以内の規定があつて、それぞれ関係者の種類が書いてあるが、各領域の人数の定めというのは特になのか。何か内規はあるのか。

【社会教育課長】

特に定めはないので、慣例により学校教育の関係者が 3 名、社会教育の関係者が 5 名、家庭教育の向上に資する活動を行う者 1 名、学識経験 2 名、市民 4 名、3、5、1、2、4 という形で提出している。

【委員 1 名より】

今まで特にこの割合で不都合はなかったということによろしいか。

【社会教育課長】

特に不都合はなかった。

【委員 1 名より】

慣例ということだが、内規として何か文書にはしていないのか。

【社会教育課長】

はい、特に文書にはしていない。

【委員 1 名より】

15 番の方だが、NPO 法人というのは、これはどういう団体の方か。

【社会教育課長】

横浜のほうに本部のある団体で、子どもたちのための教育プログラムを提供したり企業の教育 C S R 活動に対してアドバイスを行っている団体である。

【委員 1 名より】

それから、研究財団のほう、これはこういう団体があるのか、それともこういう公認を受けた講座を終了したというだけの意味か。この財団の構成員ということか。

【社会教育課長】

この財団の講座を終了したということである。

【委員 1 名より】

別にその財団の構成員ではなくて、講座終了ということだけか。わかった。

《議決結果》

可決

議案第 4 号 佐倉市公民館運営審議会委員の委嘱について

中央公民館長より上程議案の説明

内容：別紙の資料 次のページ、候補者の名簿である。佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例第 12 条第 2 項には、審議会の委員は市民、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験がある者の中から教育委員会が委嘱すると定めている。また、同条第 3 項には、委員の定数は 15 人とし、その任期は 2 年とするとしている。これらの規定を踏まえ、今回候補者 15 人を選出した。

学校教育を初めとする関係者 11 名、市民公募 4 名である。また、再任が 8 名、新任が公募から 3 名を含め計 7 名である。

1 番から 3 番が市内高校、中学校、小学校のそれぞれの学校教育関係者である。4 番が社会教育の関係者で子ども会からの選出である。5 番が家庭教育の向上に資する活動を行う者として現在人権擁護委員及び市民相談員を務められており、また志津地区青少年育成住民会議役員を務めるなど、豊富な経験を有している方である。6 番から 11 番の 6 名は学識経験である。市内 6 つの公民館からそれぞれ豊富な社会教育の見識を有する方を選出していただいている。12 番から 15 番の 4 名が公募の方である。今回 4 名の公募をしたところ、6 名の応募があった。選考委員会において申込書及び 800 字上限の小論文「これからの公民館に求められるもの」により審査した結果、4 名を候補者とした。

委嘱期間については、平成 30 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日までの 2 年間である。

2 ページ目は候補者の略歴、3 ページ目は委員の一覧である。設置及び管理に関する条例の抜粋、あと公民館運営審議会の条例である。6 ページ目からは佐倉市立公民館の設置及び管理に関する条例を添付している。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

先ほど社会教育委員のときの質問で、同じことなのだが、条例 10 条に審議会の構成が書いてある。これは、今ご説明のあったようないろいろ学識経験者とか家庭教育の専門家だとか学校の先生とかということだが、これの人数についての決まりはやっぱり慣例でやっているのか。

それからあと、文書で残っているものはないのかどうか。

【中央公民館長】

先ほど社会教育課長と同じように慣例で、文書にはしていない。

【委員 1 名より】

また同じ質問ですが、特に不都合はないか。

【中央公民館長】

不都合はない。

【委員1名より】

それから、6番と12番の方について、社会教育委員も今回応募があつてなられたということだが、重複していても問題がないのか。

【中央公民館長】

重複は、このケースでは問題はない。

【教育長職務代理人】

同じ質問だが、佐倉市のさまざまなこういう審議会というか、設置されているかと思うが、佐倉市の条例なのかな、その中で委員の重複はどういうふう

に規定されているか。

【教育総務課長】

条例ではないが、附属機関等の設置及び運営に関する要綱というものがあり、一般的な規定なのだが、一応こういった審議会等の委員を3つ以上は兼ねてはいけないというのがあるが、ただし必要がある場合はこの限りではないというただし書きもあるので、一般的には3つ以上は兼ねないというような原則になっている。

【教育長職務代理人】

実は12番の方が先ほどの社会教育委員として承認されているわけだが、社会教育委員とこの公民館運営審議会の委員、これは非常に近い内容である。そういったことも加味されて応募6人の中からこの4名をお選びになったのか、あるいは結果として12番の方が重なってしまったのか、その辺はいかがか。

【社会教育課長】

結果として重複したということである。

【教育長職務代理人】

不都合はないか。

【社会教育課長】

不都合は特にない。

《議決結果》

可決

4 協議事項

協議事項（1）教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書について
教育総務課長より上程協議題の説明

内容：本協議については、平成29年度の事業を対象とする教育委員会の事務執行にかかる点検評価報告書案を作成したので、ご協議をお願いするものである。報告書とは別に、冒頭に資料を添付したので、こちらをご確認いただきながらご説明させていただく。

かがみ文の次の資料をごらんいただければと思う。まず1点目は、点検評価報告書案の内容についてご意見をいただく学識経験者の方となる。3名の方に依頼をする予定であり、ナンバー1の小原氏については今年度新たに依頼をしようとするものである。ナンバー2及びナンバー3の新谷氏、小林氏については、昨年度に引き続きお願いをしようとするものである。それぞれの方の主な経歴については、資料

によりご確認いただければと思う。

なお、小原氏については、昨年お願いをしていた倉次氏と同じ元小中学校の校長先生というようになっている。

次に、評価結果のポイントについてご説明する。この資料裏面のほうごらんいただければと思う。あわせて、報告書のほうでは2ページから4ページにかけて記載となる。平成29年度教育委員会事業の実績・成果となっている。評価の前段といたしまして、教育ビジョンの4つの基本方針、8つの施策に沿いまして平成29年度の各施策の主な成果と今後の展望を記載している。重点事業として掲げた事業を中心に、平成29年度の事業の実施状況を概観するとともに、今後も継続して各事業に取り組んでいく旨を記載している。

次に、報告書案では教育委員の活動状況を挟み、11ページから12ページについて、こちらのほうは自己評価の基準と評価の集計結果のほうを記載している。重点事業と通常事業を合わせて全部で108の事業があるが、評価基準AからDのうち評価結果は全てAまたはBという評価となっている。おおむね良好に進捗をしているものと考えている。

また、報告書は12ページになるが、一番下段に自己評価のまとめを記載している。数的評価では、前年度のB評価からA評価に転じたものが複数あること、教育ビジョン後期推進計画の2年目の年として各施策ともおおむね順調に進めることができましたこと、また今後とも工夫改善を試みながら継続的に事業を実施し、事業全体が充実したものとなるよう努めていくことについても記載をしている。

続いて、報告書案の13ページから22ページについては、各事業の自己評価一覧を掲載している。前年度同様各事業に数値目標及び実績数値、評価理由を記載し、質的、数的、総合評価の自己評価一覧を記載している。重点事業が24事業、通常事業が85事業、全部で109事業あるが、このうち志津公民館の整備については平成28年度をもって事業が完了しているので、これを除いた108事業を対象として一覧に掲載をさせていただいている。

続きまして、報告書案23ページから46ページについては、重点事業24事業の評価シートとなる。事業の概要や数値目標に対する達成状況、事業の進捗概要、自己評価の理由、今後の対応・課題などについて記載をしている。

点検評価報告書案の概要については以上となる。各報告書案についてご協議をいただき、議決をいただいた際には、報告書に対する学識経験者の方からのご意見をいただき、報告書の巻末につけ加えた上で公表することを予定している。

《協議事項についての質疑概要省略》

事務局

5 教育長閉会宣言

※次回の日程の確認

平成30年7月定例会 7月18日（水）午後2時00分より
1号館3階会議室